

4 台湾の輸入規制緩和を契機とした食品の輸出拡大について

国においては、農林水産物・食品の輸出額を2025年に2兆円、2030年には5兆円とする目標を掲げており、距離が近く有望な市場である台湾において取引が拡大することは、目標達成への近道になると考える。

このような中、台湾は、2011年の東京電力福島第一原子力発電所における事故以来、放射性物質によるリスクがあるとして、福島、茨城、栃木、群馬及び千葉の5県における酒類を除く全ての食品に対して、一律の輸入停止措置を課してきたが、本年2月21日、野生鳥獣肉やキノコ類、コシアブラ等を除いて輸入停止を解除した。

しかしながら、解除後においても、上記5県の酒類を除く全ての食品に対して、放射性物質検査報告書と産地証明書の添付の義務付け、及び水際検査における全ロット検査が実施されているほか、静岡県の子茶類、山梨県及び静岡県のキノコ類並びに埼玉県及び東京都の乳幼児用食品等に対して、放射性物質検査報告書と産地証明書の添付が義務付けられるなど、食品の輸出拡大に向けた障壁は残っている。

については、台湾による日本産食品の輸入規制緩和を契機に、食品の輸出を拡大し、ひいては、地域経済を更に発展させるため、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

- 1 福島、茨城、栃木、群馬及び千葉の5県における酒類を除く全ての食品に対して、放射性物質検査報告書と産地証明書の添付が義務付けられるとともに、水際検査において全ロット検査が実施されているほか、静岡県の子茶類、山梨県及び静岡県のキノコ類並びに埼玉県及び東京都の乳幼児用食品等に対して、放射性物質検査報告書と産地証明書の添付が義務付けられていることから、これら規制の緩和に向けた働きかけを積極的に行うこと。

- 2 日本では厳格な検査に基づき放射性物質に関する食品の安全性を確保しているにもかかわらず、現在も輸入停止措置を維持する国・地域に対しては、あらゆる機会をとらえて正確な情報を提示するなど、規制が早期に解除されるよう働きかけを行うこと。
- 3 東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評を完全に払拭するため、正確かつ効果的な情報発信や安全性の普及啓発を強化すること。
- 4 地方公共団体や事業者等による販路回復・拡大や販売促進に向けた各種取組に対して、十分な財源を確保するなど支援の充実を図ること。